

代替保育の提供に係る連携協力に関する協定書（例）に関する説明、注意事項等

本ひな型は、ガイドラインに基づき作成した例となります。実際に締結する協定書の内容、規定ぶりについては、締結する当事者間で、ガイドラインと本ひな形を参考に協議の上、決定してください。

代替保育の提供に係る連携協力に関する協定書（例）

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）は、甲が運営する〇〇〇園及び乙が運営する●●●園との間において、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号）第3条の規定によりその例によることとされる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力について、次のとおり協定を締結するものとする。

（対象となる施設及び事業の概要）

第1条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。

甲の運営する施設（以下、「甲施設」という。）

- 1 名称 〇〇〇園
- 2 所在地 船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号
- 3 施設類型 例) 保育所

乙の運営する事業（以下、「乙事業」という。）

- 1 名称 ●●●園
- 2 所在地 船橋市●●町●丁目●番●号
- 3 事業類型 例) 小規模保育事業A型

（代替保育の提供）

第2条 代替保育の提供の方法により、次のいずれかのように規定

<連携施設において代替保育を提供することとする場合>

第2条 甲施設は、乙事業が職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することができない場合に、乙事業の利用児童を甲施設で受け入れ、乙事業に代わって保育を提供するものとする。

<乙事業の事業実施場所において代替保育を提供することとする場合>

第2条 甲施設は、乙事業が職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することができない場合に、乙事業が保育を提供するために必要な代替職員を派遣するものとする。

<連携施設または乙事業の事業実施場所のどちらかで代替保育を提供することとする場合>

第2条 甲施設は、乙事業が職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することができない場合に、次の各号いずれかの方法により、乙事業に代わって保育を提供するものとする。

- (1) 乙事業の利用児童を甲施設で受け入れ、乙事業に代わって保育を提供する。
- (2) 乙事業が保育を提供するために必要な代替職員を派遣する。

【説明、注意事項等】

冒頭部分

本ひな型は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項第2号の『代替保育の提供』に係る連携協力に関する協定を締結することを想定したものです。また、令和5年4月から本市の条例は府令を委任する方式としていることから、「条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力」と明記しています。同条第1項第1号の「保育内容の支援」、第3号の「卒園児の受入れ」に係る連携協力など複数の連携項目を合わせて一つの協定書で締結することも可能ですが、その場合は、「条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第1項第1号から第3号に掲げる事項に係る連携協力について」など、締結する内容に応じて規定してください。

第2条

代替保育の提供に係る支援については、支援を受ける場所により、左記を参考に規定してください。

(代替保育の提供を拒む場合)

第3条 前条にかかわらず、次の各号に該当する場合は、甲施設は、代替保育の提供を拒むことができるものとする。

- (1) ○○○
- (2) ○○○
- (3) ○○○
- (4) ○○○
- (5) ○○○
- (6) ○○○

(第三者委託の禁止)

第4条 甲は、第2条に掲げる業務を甲施設以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事故等への対応)

第5条 第2条の規定に基づく代替保育の提供により、乙事業の利用児童に事故等があったときは、次の各号に該当する場合を除き、原則として、乙事業が責任を負うものとする。

- (1) 代替保育を提供する甲施設の職員による故意または重大な過失によるもの
- (2) 甲施設及び乙事業以外の第三者の責に帰す事由によるもの
- (3) 震災または風水害その他避けることのできない災害等によるもの

(連携に係る経費の支払い)

第6条 代替保育の提供の方法により、次のいずれかのように規定

- <連携施設において代替保育を提供することとする場合>
- 第6条 乙事業は、第2条に基づき代替保育の提供を受けた場合、利用児童1人につき、日額○○○○円を甲施設に支払うものとする。
- 2 乙事業は、前項に基づき甲施設から経費の請求があったときは、請求があった日から起算して15日以内に支払うものとする。
- <乙事業の事業実施場所において代替保育を提供することとする場合>
- 第6条 乙事業は、第2条に基づき代替保育の提供を受けた場合、甲施設から派遣を受けた代替職員1人につき、日額○○○○円を甲施設に支払うものとする。
- 2 乙事業は、前項に基づき甲施設から経費の請求があったときは、請求があった日から起算して15日以内に支払うものとする。

(効力の期間)

第7条 本協定の効力は、締結した日より1年間とし、甲乙いずれかから特段の申し出がない場合を除き、更に1年間自動更新し、以後も同様とする。

2 甲乙いずれかの都合により、やむを得ず本協定を変更または解除する場合は、乙事業に在籍する児童及びその保護者に最大限配慮して、適用の時期その他の対応について、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第3条

ガイドライン(2)イ<具体的な内容及び水準等>の表中「連携施設が代替保育の提供を拒むことができる場合」を参考に、具体的な内容を甲乙間にて事前に取り決め、各号を規定してください。

第5条

代替保育の提供において事故等が発生した場合に備えて、あらかじめ、甲乙間にて責任区分を明確化し、具体的な内容を規定してください。

第6条

代替保育の提供に係る経費負担については、実費弁済を基本に、児童1人につき、又は代替職員1人につき、日又は時間等を単位とした単価を定めてください。
代替保育は、発生頻度や回数、代替保育を受け人数などをあらかじめ正確に見込むことが困難であり、月額や年額など、費用を定額とすることは、連携の実態が伴わない費用負担となる恐れがあるため避けてください。

第7条

連携施設の設定は、家庭的保育事業等の認可の要件となっているため、短期間で効力を失うものは適当ではありません。実際の効力の期間や更新に関する扱いは、甲乙間にて取り決め、一方的に変更や解除ができるような表現は避け、やむを得ず変更等が必要な場合にも、影響が最小限となるよう、適用時期等について、甲乙が協議できる内容とすることが求められます。

(信義誠実の原則)

第9条 甲と乙は、この協定の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和**年**月**日

甲 ◇◇市△△町□丁目□番□号
(法人名) ○○○○
(代表者職氏名) ○○ ○○ 印

乙 ◆◆市▲▲町■丁目■番■号
(法人名) ●●●●
(代表者職氏名) ●● ●● 印